

令和2年12月10日

洞爺湖町議会令和2年12月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
議案第34号	地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理について
議案第35号	洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第36号	洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正について
議案第37号	洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
議案第38号	指定管理者の指定について（洞爺湖町営バス）
議案第39号	指定管理者の指定について（洞爺いこいの家及び洞爺水辺の里財田キャンプ場）
議案第40号	西いぶり広域連合規約の一部変更について
議案第41号	西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
議案第42号	西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について
議案第43号	洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議案第44号	町道の廃止について
議案第45号	令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）
議案第46号	令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第47号	令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第48号	令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第49号	令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第50号	令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第51号	令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第34号

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理について

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町税外諸収入金の徴収に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第47号)の一部を次のとおり改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(洞爺湖町介護保険条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町介護保険条例(平成18年洞爺湖町条例第107号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(洞爺湖町公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町公共下水道事業受益者分担金条例(平成18年洞爺湖町条例第141号)の一部を次のとおり改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（洞爺湖町下水道事業受益者負担金条例の一部改正）

第4条 洞爺湖町下水道事業受益者負担金条例（平成18年洞爺湖町条例第142号）の一部を次のとおり改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（洞爺湖町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第5条 洞爺湖町後期高齢者医療に関する条例（平成20年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第35号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有するものを除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第10項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」

を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

第2条 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第36号

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正について

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部を改正する条例

洞爺湖町健康福祉施設条例（平成18年洞爺湖町条例第108号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び洞爺ふれ愛センター」を「、洞爺ふれ愛センター及び社会福祉法人 あぶた福祉会「さぽーとステーションゆうあい」機能訓練室」に改める。

第2条の表に次のように加える。

社会福祉法人 あぶた福祉会「さぽーとステーションゆうあい」機能訓練室	虻田郡洞爺湖町高砂町128番地5
------------------------------------	------------------

第4条第1号中「さわやか」を「社会福祉法人 あぶた福祉会「さぽーとステーションゆうあい」機能訓練室」に改め、「及びリフレッシュ室」を削る。

別表中「洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」」を「社会福祉法人 あぶた福祉会「さぽーとステーションゆうあい」機能訓練室」に改め、リフレッシュ室使用料の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第37号

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「施行の日から3年間経過するまでの間」を「令和9年3月31日までの間」に改め、「であって常勤であるもの」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以降における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第38号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 名称 洞爺湖町営バス

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 虻田郡洞爺湖町大原221番地4

(2) 名称 有限会社 洞爺運輸

(3) 代表者 取締役 木谷和久

3 指定する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日

議案第39号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名 称	所在地
洞爺いこいの家	虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地
洞爺水辺の里財田キャンプ場	虻田郡洞爺湖町財田6番地

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺町414番地
- (2) 名 称 洞爺産業 株式会社
- (3) 代表者 代表取締役社長 伝 哲 也

3 指定する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

議案第40号

西いぶり広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、西いぶり広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約

西いぶり広域連合規約（平成12年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第2項第2号中「及び壮瞥町」を「、壮瞥町及び洞爺湖町」に改める。

別表中「及び洞爺湖町」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 別表の改正規定（管理費の部に係る部分に限る。） 令和3年4月1日
 - (2) 別表の改正規定（施設管理及び運営費の部に係る部分に限る。） 令和3年10月1日
 - (3) 別表の改正規定（施設建設・整備費及び地方債償還金の部に係る部分に限る。） 令和4年4月1日

議案第41号

西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第3条中「北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地洞爺湖町役場内」を「北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2壮瞥町保健センター内」に改める。

第4条第1項及び第2項中「洞爺湖町長」を「壮瞥町長」に改める。

第5条第1項及び第6条第2項中「洞爺湖町」を「壮瞥町」に改める。

第7条中「洞爺湖町長」を「壮瞥町長」に、「洞爺湖町議会」を「壮瞥町議会」に改める。

第9条中「洞爺湖町」を「壮瞥町」に改める。

第10条及び第11条中「洞爺湖町長」を「壮瞥町長」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第42号

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第3条中「北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地洞爺湖町役場内」を「北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2壮瞥町保健センター内」に改める。

第4条第1項及び第2項中「洞爺湖町長」を「壮瞥町長」に改める。

第5条第1項及び第6条第2項中「洞爺湖町」を「壮瞥町」に改める。

第7条中「洞爺湖町長」を「壮瞥町長」に、「洞爺湖町議会」を「壮瞥町議会」に改める。

第9条中「洞爺湖町」を「壮瞥町」に改める。

第10条及び第11条中「洞爺湖町長」を「壮瞥町長」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第43号

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

過疎地域自立促進市町村計画【変更】

区 分	変更前 (頁・行)	変更後(頁・行)	備 考																						
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	18頁 (3) 計画 <table border="1" data-bbox="456 403 1149 906"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 電気通信施設等情報化のための施設</td> <td rowspan="2">無線LAN環境整備事業</td> <td rowspan="2">町</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他の情報化のための施設</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(6) 電気通信施設等情報化のための施設	無線LAN環境整備事業	町		その他の情報化のための施設	18頁 (3) 計画 <table border="1" data-bbox="1207 403 1899 906"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 電気通信施設等情報化のための施設</td> <td rowspan="2">無線LAN環境整備事業</td> <td rowspan="2">町</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他の情報化のための施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高度無線環境整備推進事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(6) 電気通信施設等情報化のための施設	無線LAN環境整備事業	町		その他の情報化のための施設		高度無線環境整備推進事業	町		事業内容の追加
事業名	事業内容	事業主体	備考																						
(6) 電気通信施設等情報化のための施設	無線LAN環境整備事業	町																							
その他の情報化のための施設																									
事業名	事業内容	事業主体	備考																						
(6) 電気通信施設等情報化のための施設	無線LAN環境整備事業	町																							
その他の情報化のための施設																									
	高度無線環境整備推進事業	町																							

議案第44号

町道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、町道路線を次のように廃止する。

路線 番号	路線名	起 終	点 点	延長	備考
T-15	早月幹線	財田173番地1地先 早月102番地4地先		3026.00m	

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

議案第45号

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241,453千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,192,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 地 方 譲 与 税		69,090	1,566	70,656
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	1,390	1,566	2,956
15. 国 庫 支 出 金		2,314,258	△ 55,456	2,258,802
	1. 国 庫 負 担 金	261,960	19,303	281,263
	2. 国 庫 補 助 金	2,049,416	△ 74,759	1,974,657
16. 道 支 出 金		494,236	△ 116,493	377,743
	1. 道 負 担 金	184,027	12,891	196,918
	2. 道 補 助 金	291,028	△ 129,384	161,644
18. 寄 附 金		99,500	900	100,400
	1. 寄 附 金	99,500	900	100,400
19. 繰 入 金		243,707	△ 91,970	151,737
	1. 繰 入 金	243,707	△ 91,970	151,737
21. 諸 収 入		62,382	20,000	82,382
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	13,266	20,000	33,266
歳 入 合 計		9,434,179	△ 241,453	9,192,726

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		59,253	△ 141	59,112
	1. 議 会 費	59,253	△ 141	59,112
2. 総 務 費		877,087	△ 950	876,137
	1. 総 務 管 理 費	840,262	△ 850	839,412
	4. 選 挙 費	387	△ 100	287
3. 民 生 費		1,760,283	24,217	1,784,500
	1. 社 会 福 祉 費	1,252,984	10,549	1,263,533
	4. 児 童 福 祉 費	148,905	18,442	167,347
	5. 保 育 所 費	121,750	△ 4,774	116,976
4. 衛 生 費		397,867	△ 1,156	396,711
	1. 保 健 衛 生 費	129,522	374	129,896
	4. 清 掃 費	243,392	△ 1,530	241,862
6. 農 林 水 産 業 費		142,141	1,207	143,348
	2. 林 業 費	10,514	1,207	11,721
7. 商 工 費		584,477	20,874	605,351
	1. 商 工 費	71,803	874	72,677
	2. 観 光 費	512,674	20,000	532,674
8. 土 木 費		1,361,495	△ 261,906	1,099,589
	2. 道 路 橋 梁 費	576,689	△ 6,882	569,807
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	310,666	△ 255,024	55,642
10. 教 育 費		614,545	△ 1,524	613,021
	2. 小 学 校 費	80,089	△ 829	79,260
	3. 中 学 校 費	66,980	△ 499	66,481
	4. 社 会 教 育 費	295,503	△ 196	295,307

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 給与費		1,024,829	24,200	1,049,029
	1. 給与費	1,024,829	24,200	1,049,029
13. 予備費		35,141	5,080	40,221
	1. 予備費	35,141	5,080	40,221
14. 新型コロナウイルス感染症対策費		1,369,749	△ 51,354	1,318,395
	1. 新型コロナウイルス感染症対策費	1,369,749	△ 51,354	1,318,395
歳出合計		9,434,179	△ 241,453	9,192,726

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
洞爺湖町営バス運行に係る 指 定 管 理 料	自 令和3年度 至 令和5年度	9, 4 7 7 千円

議案第46号

令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		43,025	△ 2,673	40,352
	1. 総 務 管 理 費	37,793	△ 2,673	35,120
9. 諸 支 出 金		10,119	276	10,395
	1. 償還金及び還付加算金	10,119	276	10,395
10. 予 備 費		7,272	2,397	9,669
	1. 予 備 費	7,272	2,397	9,669
歳 出 合 計		1,459,275	0	1,459,275

議案第47号

令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,245千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ799,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料		164,006	△ 23,075	140,931
	1. 使用料	163,764	△ 23,075	140,689
3. 国庫支出金		81,548	1,000	82,548
	1. 国庫補助金	81,548	1,000	82,548
5. 繰入金		413,600	△ 170	413,430
	1. 繰入金	413,600	△ 170	413,430
8. 町債		119,500	16,000	135,500
	1. 町債	119,500	16,000	135,500
歳入合計		805,741	△ 6,245	799,496

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別減収対策 企業債	16,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融資 条件による。 ただし、町財政の都合 により措置期間及び 償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換えるこ とができる。

議案第48号

令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,579千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,108,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第49号

令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料		41,230	△ 5,365	35,865
	1. 使用料	41,177	△ 5,365	35,812
3. 繰入金		42,000	665	42,665
	1. 繰入金	42,000	665	42,665
6. 町債		118,100	4,700	122,800
	1. 町債	118,100	4,700	122,800
歳入合計		223,823	0	223,823

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 簡易水道施設費		155,976	1,684	157,660
	1. 施設管理費	18,440	1,684	20,124
4. 予備費		3,605	△ 1,684	1,921
	1. 予備費	3,605	△ 1,684	1,921
歳出合計		223,823	0	223,823

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別減収対策債 企業債	4,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都 合により措置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。

議案第50号

令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,711千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		65,620	△ 4,904	60,716
	1. 一般会計繰入金	65,620	△ 4,904	60,716
5. 国庫支出金		0	193	193
	1. 国庫補助金	0	193	193
歳入合計		178,743	△ 4,711	174,032

議案第51号

令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	270,201	△7,700	262,501
第1項 営業収益	166,369	△5,836	160,533
第2項 営業外収益	103,831	△5,864	97,967
第3項 特別利益	1	4,000	4,001

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	270,201	△7,700	262,501
第1項 営業費用	247,277	△7,287	239,990
第2項 営業外費用	13,566	0	13,566
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	9,357	△413	8,944

令和2年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春